

# 文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館))

文化観光局指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおりとりぎん文化会館の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

## 1 指定管理候補者

法人名：公益財団法人鳥取県文化振興財団  
代表者：理事長 中永 廣樹  
所在地：鳥取市尚徳町101-5

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

## 3 委託料の額

1,178,525千円…(1)(債務負担行為額 1,178,525千円)  
[参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 235,705千円

## 4 審査結果

とりぎん文化会館の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を深く理解した上で事業検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、またこれまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

## 5 審査の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良(委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子(副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
菊池 ひみこ(委員)	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会メイン事業プロデューサー
本城 美佐子(委員)	鳥取県文化団体連合会常任理事
安本 俊夫(委員)	鳥取県文化観光局副局長

### (2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年8月6日(火)  
指定管理者制度及びとりぎん文化会館の概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成25年10月24日(木)  
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 文化団体等が行う催物に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による助言・支援 (2) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画)	60点

		<p>(3) 施設を利用して行う芸術文化事業の実施（事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成）</p> <p>(4) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策</p> <p>(5) 文化芸術情報の発信に関する取組</p> <p>(6) サービスの向上策と利用促進に向けた取組（営業活動、顧客開拓、接客向上等）</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握の妥当性</p> <p>6 芸術文化事業にかかる自己評価手法の妥当性</p>	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び芸術文化事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況</p> <p>6 管理運営実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○「県の文化振興」という財団のミッションと県民文化会館の設置目的について深く理解し、自らの事業内容を検討しており評価できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (60点)	53.0点	<p>○ホールなどの文化利用部分について、施設そのものが有する不便も工夫と知恵で克服する努力が感じられる。</p> <p>○利用率向上、利便性について各種意見を参考にして機動的に対応しており評価できる。</p> <p>○利用者目線でのトータルアドバイス（利用例の紹介や効率的な利用提案等）などは、不慣れな利用者にとっても心強いサービスだと思われる。</p>

		<p>○若い世代を中心に人材の育成を行っていくことは、文化振興に大きな効果が期待できるので引き続き充実させて欲しい。また育成人材の積極活用等によりこの領域のさらなる開拓を期待する。</p> <p>○県・国内外問わずダイナミックに人材の育成事業を展開し、早期に有用な人材を育成して欲しい。また、そういった取組を一般に周知、アピールして周囲に刺激を与え、文化に関わる県民の増加につなげてもらいたい。</p> <p>○事業計画の基本方針の一つである人材育成についても、県内の文化施設、学校園、各種団体、医療・福祉施設などとの連携をさらに進め、継続性の強化に努めていただきたい。</p>
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	9.2点	<p>○収支計画については、特に問題ないものと認められる。</p> <p>○ボランティアの活用は、経費節減のみでなく生涯教育や異世代間の交流、地域のコミュニティ形成などの面においても大きな社会的意義を持っている。</p> <p>○鳥取県の文化振興の拠点たる中核的施設として、限られた職員数・予算の中で様々な先進的事業を積極的に進めている点は高く評価できる。</p>
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	21.4点	<p>○組織の規模も大きく、財務内容については特に問題ないものと認められる。</p> <p>○当該施設が県内文化活動の中心、柱であって欲しいと常に思っているため、職員の雇用と育成の継続性を重点課題にして頂きたい。</p> <p>○職員のスキルの育成・維持、文化の担い手育成の継続性という点は、有期限の指定管理者制度のもとで宿命的なあい路とも言えるが、これらについても客観的に自己評価し、努力をしている。</p>
総合評価 (100点)	83.6点	

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 職員をOJT研修、外部研修に積極的に参加させることで、職員の専門性の習得を図るとともに、その知識及び技能を活かし利用者等に対する積極的な助言、支援を実施。
  - ・施設利用者の実施事業に係る助言、支援
  - ・地域の文化団体等が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援
  - ・舞台芸術やアートマネージャー等を志す大学生らを対象とした舞台技術実習
- 優れた創造作品の制作、年齢や障がいの有無を問わない体験機会の提供、県内に伝わる郷土芸能の伝承者やアートマネジメント人材の育成等を行い、地域と共に新しい文化芸術を創造。
  - ・県民からの公募に基づく舞台公演を県民とともにプロデュースし、上演
  - ・学生を対象とした吹奏楽や演劇ワークショップの実施
  - ・教育機関や福祉施設等を対象とした質の高い文化芸術の出張公演
- 県内公立文化施設に対する指導的役割として、公立文化施設職員を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援等を実施。
- 県内の文化芸術情報を集約し、県民が知りたい情報を簡便に入手できる文化芸術情報サイトを新たに構築し、運営。

### (2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 潜在的な鑑賞者の掘り起こしに繋がるようチケット設定（学生とその家族のセット割引等）を工夫。
- 利用者への利用例の紹介や効率的な利用の提案、助言などのトータルアドバイスを実施。
- 顧客開拓のため過去の利用者や行政機関、民間企業等への訪問活動を実施。
- 施設を身近に感じていただくためホール探検ツアーやコンサートピアノの演奏体験等の事業を実施。
- Wi-Fiスポットの整備や鑑賞者に対する子ども用シートクッション、ひざ掛けの貸し出しなどきめ細やかなサービスを実施。

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要請に対し柔軟に対応する。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：第1、第3月曜日を除く月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで

(4) 利用料金・減免事項

利用料金及び減免事項（文化団体・障がい者・学校減免）は現行どおりとする。

(5) 省エネルギー・省資源への取組

従来から取り組んできた、節電、節水、効率的な運用、廃棄物発生抑制等の省エネルギー・省資源化を継続して進めていくとともに、常に環境負荷軽減に配慮した管理業務に努める。

- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底
- ・LED照明、照明センサー制御、太陽光発電等の積極導入
- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化の取組